

登別市消防団条例（昭和29年条例第3号）新旧対照表【第1条による改正】

現行	改正後（案）
<p>（団員の定員）</p> <p>第3条 団員の定員は<u>191人</u>とする。</p>	<p>（団員の定員）</p> <p>第3条 団員の定員は<u>161人以内</u>とする。</p>

登別市消防団条例（昭和29年条例第3号）新旧対照表【第2条による改正】

現行	改正後（案）
<p><u>（新設）</u></p> <p>（任命）</p> <p>第4条 団長は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の<u>団員は</u>、団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>（欠格条項）</p>	<p><u>（団員の種類）</u></p> <p><u>第3条の2 団員の種類は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。</u></p> <p><u>2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。</u></p> <p><u>3 機能別団員は、特定の消防活動に従事する団員とする。</u></p> <p>（任命）</p> <p>第4条 団長は、消防団の推せんに基づき市長が任命し、団長以外の<u>基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって</u>、団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p><u>（1）登別市に居住する者</u></p> <p><u>（2）18歳以上60歳未満の者</u></p> <p><u>（3）心身ともに健康な者</u></p> <p><u>2 機能別団員は、次の各号のいずれにも該当する者であって団長が市長の承認を得て任命する。</u></p> <p><u>（1）機能別団員が管轄する区域に居住し、又は通勤する者</u></p> <p><u>（2）18歳以上の者</u></p> <p><u>（3）心身ともに健康な者</u></p> <p>（欠格条項）</p>

第4条の2 次の各号の一に該当する者は、団員として任命することができない。

(1) 登別市以外に居住する者

(2) 18歳未満の者

(3) 45歳以上の者。ただし、幹部で特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(4) 心身虚弱の者

(5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終る終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(6) 懲戒免職により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者

(7) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第7条 団員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任命権者はその意に反して、これを降任し又は免職することができる。

(1) ～ (3) 略

(4) 班長以下の団員で年齢が50歳になった場合

(5) 略

(6) 第4条の2 第1号、第5号、第7号のいずれかに該当するに至ったとき。

(報酬)

第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員として任命することができない。

(1) 心身虚弱の者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終る終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 懲戒免職により団員を免ぜられ、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第7条 団員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、任命権者はその意に反して、これを降任し又は免職することができる。

(1) ～ (3) 略

(4) 班長以下の基本団員で年齢が60歳になった場合

(5) 略

(6) 第4条の2 第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(7) 基本団員にあつては、第4条第1項第1号に該当しなくなったとき。

(8) 機能別団員にあつては、第4条第2項第1号に該当しなくなったとき。

(報酬)

第16条 **団員**には、次の報酬を支給する。

- 団長 年額 75,000円
- 副団長 " 58,000円
- 分団長 " 43,000円
- 副分団長 " 34,000円
- 部長 " 29,000円
- 班長 " 27,000円
- 団員** " 25,000円

2 前項の報酬は、毎年度3月に支給するものとし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める計算方法により算定した報酬額を支給する。

(1)～(3) 略

3 略

別表第1 (第17条関係)

階級	費用弁償の額
団長、副団長	登別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)
分団長、副分団長	第3条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)が7級である市職員が受ける旅費額に相当する額
部長、班長	職務の級が4級以下である市職員が受ける旅費額に相当する額
団員	

第16条 **基本団員**には、次の報酬を支給する。

- 団長 年額 75,000円
- 副団長 " 58,000円
- 分団長 " 43,000円
- 副分団長 " 34,000円
- 部長 " 29,000円
- 班長 " 27,000円
- その他の団員** " 25,000円

2 機能別団員には、年額10,000円の報酬を支給する。

3 前2項の報酬は、翌年度の4月までに支給するものとし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める計算方法により算定した報酬額を支給する。

(1)～(3) 略

4 略

5 第1項から第3項に規定する報酬は、その年度に1回も公務に従事しなかったときは支給しない。

別表第1 (第17条関係)

区分	費用弁償の額
団長、副団長	登別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)
分団長、副分団長	第3条に規定する給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)が7級である市職員が受ける旅費額に相当する額
部長、班長	職務の級が4級以下である市職員が受ける旅費額に相当する額
その他の団員	